

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
理事長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設調整担当課長

令和3年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業の実施について

平素より、東京都の高齢者福祉・保健行政に、御理解・御協力をいただきお礼申し上げます。

東京都においては、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止するため、標記事業を実施いたしますので、情報提供いたします。

なお、都の直接補助の対象となる広域型施設等に対しては、別添の事務連絡により、周知させていただきました。

今後とも、新型コロナウイルス感染症等の対応には万全を尽くすとともに、都の取組に御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 補助対象事業

(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

居室等に簡易陰圧装置を設置又は簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業

イ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として従来型個室・多床室の改修を行う事業

ウ 2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援

家族と利用者が接することのないように面会室への出入り口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための事業

(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

感染が疑われる利用者同士のスペースを空間的に分離できるよう、多床室を個室化するための改修を行う事業

2 補助対象施設

①特別養護老人ホーム、②介護老人保健施設、③介護医療院、④介護療養型医療施設、⑤養護老人ホーム、⑥軽費老人ホーム、⑦有料老人ホーム、⑧サービス付き高齢者向け住宅、⑨短期入所生活介護事業所、⑩短期入所療養介護事業所、⑪認知症高齢者グループホーム、⑫小規模多機能型居宅介護事業所、⑬看護小規模多機能型居宅介護事業所、⑭生活支援ハウス

※ ④介護療養型医療施設、⑧サービス付き高齢者向け住宅、⑩短期入所療養介護事業所については、上記1（3）の事業は対象外となります。

※ 定員30人以上の広域型施設等は都からの直接補助、定員29人以下の地域密着型施設等は区市町村からの間接補助となります。

3 補助基準額・補助率（予定）

（1）介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

簡易陰圧装置1台につき 4,320千円（補助率10/10）

（2）介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

1か所につき 1,000千円（補助率10/10）

イ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

1か所につき 6,000千円（補助率10/10）

ウ 2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援

1施設・事業所につき 3,500千円（補助率10/10）

（3）介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

個室化を行う1床につき 978千円（補助率10/10）

4 交付申請方法等

（1）交付申請書提出期限

第1回：令和3年7月9日（金曜日）（消印有効）

第2回：令和3年10月29日（金曜日）（消印有効）

（2）交付申請方法の詳細については、福祉保健局ホームページを御確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/taisakusetubisuishinjigyuu.html>

【お問い合わせ】

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課

有料老人ホーム担当 電話：03-5320-4296